

6/25号

生活保護減額取り消し

裁量権逸脱 国敗訴3例目

東京地裁判決

国が生活保護費を引き下げたのは生存権を保障する憲法に違反するとして、京都内の受給者ら三十二人が都内十一区六市に対する減額処分の取り消しと国への慰謝料を求めた訴訟の判断で、東京地裁（清水知恵子裁判長）は二十四日、生活保護法に違反するとして処分を取り消した。引き下がり、裁棄権の逸脱または乱用だと認定した。

同種訴訟は二十九都道府県で起こされ十一件目の判決。取り消しは大阪地裁、熊本地裁に続き二例目にな

り、生活保護の在り方を問う司法判断が相次いでいる。適憲性については判断せず、国への請求は棄却した。

判決などによると、厚生労働省は五年に一度、生活保護基準額の水準について、制度を利用していな低所得世帯の消費実態と均衡しているかを検証。二〇一三年八月からの三年間で基準額を平均6・5%引き下げ、計約六百七十億円を削減した。(1)生活保護基準額の水準と消費実態の乖離(2)物の解消(ゆがみ調整)

(3)労働力を踏まえた減額(4)

初めて使われた。清水裁判長は、「フレ調整」一に基づいていた。フレ調整では、厚労省が独自に算定した指数が必要がある」と指摘。その上で、物価は全体としては下落したもの、低所得世帯にとつて重要な食料費や

光熱水費はむしろ上昇し「生活保護基準額の水準との均衡が崩れたとは認めがたい」とした。また、厚労省独自の指数は「受給世帯の消費構造との間に大きな乖離がある」と指摘し、物価下落率の起點を〇八年とした」とも合理的根拠はないと判断。

「厚労相の判断の過程に過誤、欠落がある」と結論付けた。厚労省は「判決内容の詳細を精査し、今後の対応を決定したい。今後とも生活保護行政の適正な実施に努めていきたい」とコメントした。

原告のうち、一人は訴訟の途中で「くくなつた」。

生活保護 憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するため、収入が国の定める最低生活費に満たない場合、不足分を支給する制度。最後のセーフティーネットと呼ばれる。食費や光熱費を補助する「生活扶助」や、義務教育に必要な学用品費充てる「教育扶助」などが、ある。厚生労働省によると、今年3月時点(速報値)で全国の約164万世帯、約203万人が受給している。

(1)

(2)

(3)

(4)